

10月1日～

藤里町でパスポートの申請・ 受取ができるようになります

これまで山本地域振興局で申請や受け取りの手続きをしていたパスポート（旅券）が10月1日から役場の窓口で手続きできるようになります。

【取扱場所】

- ・町民課町民係窓口

【取扱時間】

- ・月曜日～金曜日（土、日、祝日、年末年始を除く）
- ・午前8時30分～午後5時

【申請ができる方】

- ・藤里町に住民登録をしている方または居住されている方

【申請に必要なもの】

- ① 一般旅券発給申請書
 - ・20歳未満の方は、5年用のみの申請となります。
 - ・20歳以上の方は、10年旅券または5年旅券を選択できます。
- ② 戸籍抄本または謄本（発行日から6か月以内のもの）
 - ・同一戸籍の方が同時に申請する場合は戸籍謄本1通でも結構です。
 - ・有効な旅券を切り替える場合で戸籍の内容に変更がない方は提出を省略できます。
- ③ 写真1枚（6か月以内に撮影されたもの）
 - ・写真については、厳格な規定がありますので、サイズ等詳細は、役場備え付けの「旅券（パスポート）申請書」をご覧ください。

- ト）申請の「ごあんない」をご覧ください。
- ④ 本人確認書類（コピー不可）

◆1つで確認できるもの（写真付きのもの）

- ・運転免許証
- ・写真付住民基本台帳カードなど

◆2つの確認が必要なもの（例）

- ・健康保険証と会社の身分証明書（写真付き）
- ・健康保険証と年金証書（手帳）
- ・健康保険証と学生証（写真付き）など

- ⑤ 前回取得したパスポート

※有効期間の有無にかかわらず、パスポートをお持ちの場合は、必ずご持参ください。

【切替申請】

- ・お持ちのパスポートの有効期間が1年未満になったときは、そのパスポートを返納して新しいパスポートを申し込むことができます。
- ・氏名や本籍地（郡道府県名）に変更があったときは、訂正申請ができます。
- ・残りの期間に関係なく査証欄に余白がなくなつたときは、新しいパスポートを申し込むことができます。

【パスポートの受け取り】

- ・パスポートの受け取りは、必ず本人がお越しください。代理による受け取りはできません。
- ・申請日から土、日、祝日、年末年始を除いた9日目以降から受領できます。

【受け取りに必要なもの】

- ① 一般旅券受領書（引換証）
 - ・申請時にお渡しします。
- ② 手数料（収入印紙・秋田県証紙）

◇発行手数料

旅券の種類	10年旅券 (20歳以上)	5年旅券 (12歳以上)	5年旅券 (12歳未満)
収入印紙	14,000円	9,000円	4,000円
秋田県証紙	2,000円	2,000円	2,000円
合計	16,000円	11,000円	6,000円

※収入印紙は、浅利酒店、いとか藤琴店、桂田商店、菊地酒店、藤琴郵便局で購入できますが、事前に購入店へお問い合わせください。

※秋田県証紙はいとか藤琴店で購入できます。

※10月1日以降は、山本地域振興局での申請はできません。ただし、9月30日までに山本地域振興局で申請した方は、そちらの窓口で受け取ることになります。

【お問い合わせ先】

藤里町町民課町民係 ☎（79） 2 1 1 3